

国際連盟規約

1919年6月28日に国際連盟規約が採択された。パレスチナの未来に関してもっとも重要なものは、その第22条である。

「旧トルコ帝国に属する一定の地域は、委任統治国から行政上の指導と助言を受けつつ、その独立国家としての存在を暫定的に承認されるまですでに発展しており、最終的には独立は可能である。こうした地域の願いは、委任統治国の選択にあつて第一に考慮されねばならない」

国際連盟が、パレスチナがトルコ領であったことを認めている点に、更にいえば、シオニストのものだとは全く認めていない点に注目してほしい。しかも第23条には「(パレスチナにおける) こうした地域の願いを尊重し」とはっきり述べられている。

(「石油の戦争とパレスチナの闇」ジョン・コールマン博士著 より)

パレスチナに対する「定義」がこの規約にあり、この時点で規約に矛盾するユダヤ国家の独立など、どこにも記されていないのです。

委任統治国からの指導と助言は受けるが、暫定的には独立国家と承認できるようにパレスチナ地域は既に独立可能であり、パレスチナのアラブ人の独立国家樹立への願望は尊重されねばならないとしているのです。

その後国際連盟が委任統治に合意すると英国は独自にこのパレスチナに対する規約をなし崩し的に改竄するのですが、正式にこの規約そのものを覆す取り決めをされた形跡はないのです。従ってこの規約は現在も有効なのです。